

ポストコロナに向けた全国規模の スポーツイベント等の開催支援事業

令和2年度第3次補正予算額（案） 55億円
（ 新 規 ）



◆趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症のスポーツイベントに対する影響は長期化しており、スポーツイベントの主催者は、withコロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベント開催の在り方を模索し、コロナ禍においてもこれまでと同等、もしくはそれ以上に収益を生み出す構造の転換を強く迫られている。このため、多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限に活用した新たな取組、及びその実施に必要な感染症対策費用等を支援し、withコロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベント等の開催を支援する。

◆支援内容

（1）ポストコロナに向けた新しい取組

デジタル技術を用いたりリモート観戦や試合会場での新しい楽しみ方を提供する取組、観客に対する安心安全な試合運営の呼びかけ、地域における企業や市民等との新たな社会連携活動を支援。

- ✓ マルチアングル配信、観客と選手の交流や応援機能の提供、観戦を楽しめるデジタルエフェクトを使った仕掛け、感染症対策を観客に呼びかけるための動画・ポスター・チラシ、選手による市民向け運動プログラムの実施等に必要な経費等

（2）試合開催時における感染症対策の徹底

消毒液や検温に必要な機器等の購入など、試合開催時に感染症対策を徹底して試合運営するための取組を支援。

- ✓ アルコール消毒液、サーモグラフィ等の購入に係る経費、検温・監視・観客情報の把握を行う感染症対策に係る運営スタッフの経費等

（3）試合の運営改善による感染症対策の徹底

トイレやコンコースの滞留把握など、技術により得た知見や対策に必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組を支援。

- ✓ ビーコンやCO2濃度測定機器の設置・測定・解析による密の把握、場内カメラの映像解析システムの利用に係る体制・環境の整備経費等

（4）国際大会における感染症対策の徹底

国際スポーツ大会の感染症対策や、大規模国際スポーツ大会に係る延期に伴い追加となった経費を支援。

- ✓ アルコール消毒液、サーモグラフィ等の購入に係る経費等

◆補助対象等

【補助対象】 全国規模のスポーツリーグ・国際大会等の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等

【補助率】 原則、補助率 1/2以内（※但し、(4)のうち大規模国際スポーツ大会に係る延期に伴い追加となった経費は定額とする。）

【補助上限額】 (1)～(3)原則、1,000万円×「参加チーム数と会場数のいずれか少ない方」（※但し、(1)(3)において横展開できる対策を講じる場合は例外を適用。）

（※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大会の中止を余儀なくされた場合等は、条件を満たした場合において例外を適用。）